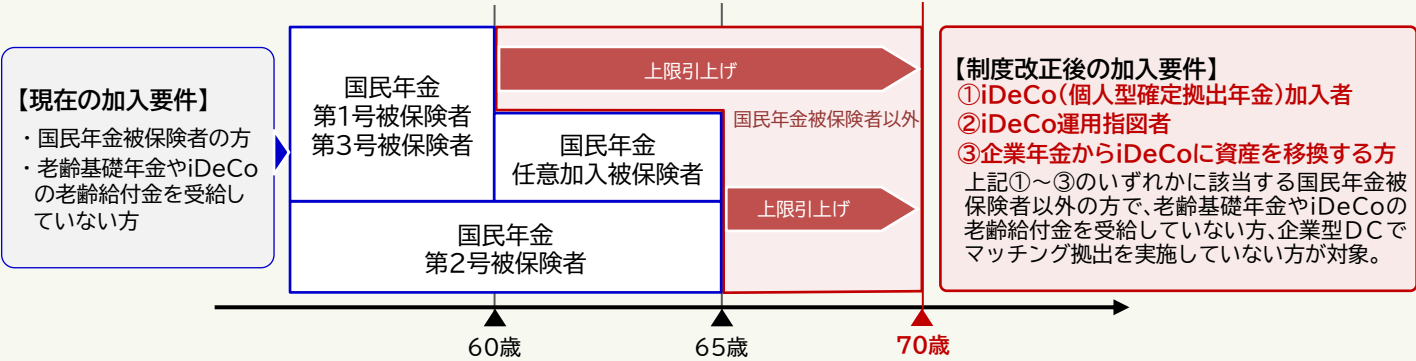


個人型確定拠出年金（iDeCo）制度改正のご案内

2026年12月、確定拠出年金の制度改正が実施され、『加入可能年齢の上限』と『掛金の拠出限度額』がいずれも引き上げられます。
この資料では、制度改正の概要についてご案内いたします。

（１）加入可能年齢の上限引き上げ

会社員、公務員、事業営業、専業主婦(夫)などの働き方にかかわらず、**70歳になるまでiDeCoに加入し**、老後の資産を形成できるようになります。



- > 2026年12月施行のDC法改正後、60歳以上70歳未満で加入要件に該当する方は、確定拠出年金法に定める「第5号加入者」としてiDeCoに加入することができます。（掛金を積み立てることが可能です）
 - > 2029年11月末までは、【第5号加入者の加入要件】①～③に該当しない60歳以上70歳未満の方であっても、2026年12月以降は、iDeCoに加入することができます。（老齢基礎年金を受給している方等、一部の方は除きます。）
- 【第5号加入者の加入要件】①②に該当する方は、継続加入のお手続きが必要となります(自動継続はされません)

（２）拠出限度額の引き上げ

2026年12月(2027年1月引落)から、**iDeCo掛金の拠出限度額が変わります。**



加入資格			拠出限度額（月額）	
確定拠出年金法の区分	国民年金の被保険者区分		改正前（現行）	改正後（2026年12月～）
第1号加入者	第1号被保険者		国民年金基金等と合計で 68,000円	国民年金基金等と合計で 75,000円
第2号加入者 (※1)	第2号被保険者	お勤め先に 企業年金等(※2)あり	20,000円 (企業年金等と合計で55,000円が上限)	企業年金等と合計で 62,000円
		お勤め先に 企業年金等(※2)なし	23,000円	62,000円
第3号加入者	第3号被保険者		23,000円	23,000円(変更なし)
第4号加入者	任意加入被保険者		国民年金基金等と合計で 68,000円	国民年金基金等と合計で 75,000円
第5号加入者	なし (国民年金被保険者以外)		(制度改正による新加入区分)	企業年金等と合計で 62,000円

※1 第2号加入者（国民年金の第2号被保険者）には、公務員等（国家公務員共済組合と地方公務員共済組合の長期組合員および私立学校教職員共済制度の長期加入員）を含みます。

※2 企業年金等とは、お勤め先で実施されている企業型確定拠出年金（企業型DC）、確定給付企業年金（DB）、厚生年金基金および公務員の退職等年金給付（共済）を指します。